家族で選挙へGo！

8.6［SUN］埼玉県知事選挙

投票時間
午前7時▶午後8時

投票できる方

次の要件をすべて満たし、吉川市の選挙人名簿に登録されている方

①平成17年8月7日以前に生まれた方

②令和5年4月19日以前に吉川市に住民登録(届出)をし、8月6日㊐(期日前投票の場合は投票する日)現在、吉川市に住民登録のある方

※県内の市町村に転出された方で、新住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていない方は吉川市で投票できます。この場合、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または住民票の写し)の提示または、投票所において投票管理者に対して、引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認の申請が必要です。

入場整理券の送付

入場整理券は、封書で世帯主宛てに郵送します。封筒には、同一世帯の方の入場整理券が入っています。自分の氏名が記入された入場整理券を持って、投票所にお越しください。

※入場整理券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票ができます。

※投票所は市内19カ所に設置しています。投票所の場所は入場整理券で確認してください。

期日前投票

投票所・日時

①吉川市役所期日前投票所(市役所コミュニティルーム)・7月21日㊎～8月5日㊏午前8時30分～午後8時

②吉川駅前期日前投票所(情報サービスセンター・コア)・7月31日㊊～8月5日㊏午前8時30分～午後8時

※駐車場はありません。

③イオンタウン期日前投票所(イオンタウン吉川美南西街区2階特設会場)・7月31日㊊～8月5日㊏午前10時～午後8時

不在者投票・郵便等投票(投票所以外での投票)

①滞在先で投票

仕事や旅行などで、市外での滞在が選挙当日を含め長期にわたる場合は、次の通り滞在先での投票ができます。

手順1
・「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、郵送または直接(代理可)、市選挙管理委員会に送付してください。
・電子申請を利用したオンライン請求もできます。※マイナンバーカード、ICカードリーダライタが必要です。

手順2
市選挙管理委員会から郵送された投票用紙などの書類を持って、滞在先などの市区町村選挙管理委員会で投票してください。

※「不在者投票宣誓書兼請求書」は市選挙管理委員会の他、滞在先の選挙管理委員会にあります。また、市ホームページからも入手できます。

②郵便などで投票(郵便投票制度)

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を所持し、一定の要件を満たしている方、介護保険の被保険者証で要介護5の方は、郵便などにより投票ができます。その場合、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

③指定施設で投票

不在者投票指定施設に指定されている病院や老人ホーム、障害者支援施設などに入院・入所中の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに各施設にお問い合わせください。

家族で選挙へGo！

期日前投票開始日から、投票日までの間、家族など有権者と投票所を訪れた18歳未満の方へ、啓発品をお渡しします。啓発品の数に限りがあるため、なくなり次第終了します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症患者の方は、必要な感染症対策をとった上で、投票所で投票することができます。

埼玉県知事選挙
ホームページ▼

問合せ：市選挙管理委員会☎982・9572 FAX981・5392(郵送先：〒342－8501、住所不要、吉川市選挙管理委員会)